

令和7年3月31日  
建築局情報相談課

横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る  
住環境の保全等に関する条例施行規則  
の一部改正に関する意見公募結果について

横浜市では、横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例施行規則（以下、「中高層条例規則」という。）の一部改正について、令和6年10月21日（月）から令和7年11月20日（水）まで意見公募を行いました。

その結果、ご意見の提出はありませんでしたので、意見公募時の資料を基に中高層条例規則を一部改正しました。

また、横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例（以下、「中高層条例」という。）の一部改正に伴い、中高層条例規則の題名及び用語の修正等所要の改正を行うとともに、横浜市環境影響評価条例施行規則中の中高層条例の題名を改正しました。

皆様のご協力に感謝を申し上げますとともに、今後とも横浜市政にご協力くださいますようお願い申し上げます。